

平成 23 年 3 月 25 日

日本電子債権機構株式会社

電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程並びに同細則の一部改正について

1. 改正趣旨

日本電子債権機構株式会社（代表取締役 ^{たけなか とよのり} 竹中 豊典、以下「当社」）は、関係各位のご尽力の下、順調に業容を拡大しており、電手決済サービスは、平成 23 年 2 月末日現在で利用者約 8,300 社にご利用いただき、記録原簿に記録される電子記録債権残高も同約 2,000 億円に至っております。

今般、複数の利用者から、主として会計監査の関係で外部の会計監査人に提出するために、当該企業が保有又は負担している電子記録債権の一定時点（典型的には会計年度末）における残高について、記録原簿を調製している当社に証明書を発行して欲しい旨の依頼が寄せられております。

当社では、こうした利用者ニーズに応えるべく、電手決済サービスの利用者に対して、新たに利用者からの発行請求に基づく残高証明書の発行・交付サービスの提供を検討して参りましたが、今般、関係者において準備が整ったことから、電子債権記録業（電手決済サービス）に関する業務規程並びに同細則（以下「規則」並びに「細則」という。）について所要の改正を行うものです。

2. 改正概要

(1)開示請求事項の追加

現在、利用者が当社に開示請求を行うことができる事項は、電子記録債権法第 87 条第 1 項各号、第 88 条各項に定める事項のみであるが、今般より、下記事項を追加する。

①電子記録名義人（債権者）の保有する電子記録債権残高

特定の日（以下「残高基準日」という。）において当該利用者が電子記録名義人である電子記録債権につき、当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額（変更記録がされた場合は変更後のもの。以下同様）から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額（同）を控除した残額（規程第 25 条、第 26 条、細則第 12 条）

②電子記録債務者（支払企業）の保有する電子記録債務残高

残高基準日において当該利用者が電子記録債務者である電子記録債権につき、当該電子記録債権の発生記録に記録された債権金額から、当該残高基準日までに当該電子記録債権についての支払等記録において支払等をした金額として記録された金額を控除した残額（規程第 25 条、第 26 条、細則第 12 条）

なお、上記の「発生記録」は、電子記録債権が分割債権記録に記録されているときは「分割記録」と、原債権記録に記録されているときは「分割記録に伴う記録」と、それぞれ読み替える。（細則第 12 条）

(2)開示方法の追加

残高基準日における残高証明書を書面で交付することを可能とする（規程第 25 条）

3. 施行日

平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

以 上